

起 案		令和	年	月	日
決 済		令和	年	月	日
課		係		係	
長		長			

(No. )

## 納 骨 壇 返 還 届

使用者番号

- 1 納骨堂の名称 **小松原納骨堂 ・ 東谷山納骨堂**
- 2 納骨壇使用許可番号 \_\_\_\_\_ 番
- 3 使用許可年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
- 4 使用 者 \_\_\_\_\_

上記のとおり使用許可されていましたが、{ 改葬 ・ 未使用 } のため  
 その他( )

不用となり、別紙のとおり関係者の同意を得ましたので、鹿児島市営納骨堂条例第15条及び  
 鹿児島市営納骨堂条例施行規則第5条2項の規定により、原状に復し、返還いたします。

なお、この返還届について、親族・その他の者から異議が生じた場合は、私が責任を  
 持って解決します。

令和 年 月 日

### 届出人

本 籍 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (署名又は記名押印)

使用者との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 ☎	—	—
携帯電話	—	—

鹿児島市長 殿

図面整理	台帳整理	納骨堂管理人

**【添付書類】①戸籍謄本等** (戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本)で使用者と届出人及びその親族  
 (祭祀継承権者)等がすべて記載された戸籍、死亡年月日の確認ができるもの(※使用者本人の届出  
 時は不要)②**届出人の住民票** (市外居住者のみ、本籍記載のもの) ③**家系図** (※使用者本人の届  
 出時は不要)④**墓地使用許可証** (紛失時は裏面「特記事項欄」に記載)

鹿児島市営墓地条例

第15条

使用者は、住所の変更若しくはその他の理由により納骨壇を使用しなくなったとき、又は第16条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに納骨壇を原状に復し、市長に返還しなければならない。

第16条

使用者が次の各号の一に該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けてから1年以内に納骨しないとき。
- (2) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

鹿児島市営墓地条例施行規則

第5条

使用者が焼骨を収蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すときは、埋火葬許可証又は改葬許可証を係員に提出し、その立会いの上措置しなければならない。

2 使用者は、焼骨等の改葬により、当該納骨堂が不用になるときは改葬許可の申請と同時に納骨壇返還届(様式第3)をしなければならない。

**特記事項**

- 親族\_\_\_\_\_に事前に返還届について、同意を得るべきであるが、現在音信不通であり、確認ができません。  
このことにより、異議が生じた場合は、表面に記載している様に私が責任を持って解決します。
  
- 届出人\_\_\_\_\_は、身体上の理由により、自署出来ないため、  
\_\_\_\_\_(続柄) \_\_\_\_\_(氏名)が、本人の確認のもと、代筆しました。
  
- 納骨堂使用許可証を紛失しました。今後、見つかりましたらお届けいたします。

その他の特記事項

---

---

---

---

---

---

---

---